名古屋市農業委員会
令和３年第３回総会
議　事　録

1　開催日時　　令和3年3月22日（月）　開始：午後2時00分、終了：午後2時44分

2　開催場所　　名古屋市役所西庁舎　12階　西12Ｃ会議室

3　農業委員出欠

定　数	16　人	在　任　数	15　人
定　足　数	9　人	出　席　数	10　人

別紙「委員出欠状況」のとおり

4　農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

5　事務局職員出席者(課長級以上)

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

6　その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（係長級以下）5人

7　傍聴人　　0人　　他に　記者数　0人

8　進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第15号議案　農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第16号議案　農地法第4条の規定による許可申請について

第17号議案　生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第18号議案　相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第19号議案　相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第20号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

第21号議案　農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について

第22号議案　土地改良事業参加資格交替申出の承認について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②営農型太陽光発電設備の一時転用について

(4) その他

(5) 閉会

令和３年第３回総会　委員出欠状況

出席農業委員（10 名）

１番	小　嶌　盛　夫　　委員		
３番	原　田　晴　充　　委員	４番	近　藤　正　俊　　委員
		６番	石　田　正　彦　　委員
７番	川　本　美　幸　　委員		
９番	布　目　巳佐子　　委員	１０番	二　村　利　久　　委員
		１２番	岩　田　公　雄　　委員
１３番	清　水　久　一　　委員		
		１６番	横　井　庸一郎　　委員

出席農地利用最適化推進委員（6 名）

		１８番	山　口　儀　明　　委員
１９番	若　松　邦　義　　委員	２０番	木　村　幸　廣　　委員
２３番	安　井　正　敏　　委員		
		２６番	竹　川　孝　司　　委員
		２８番	安　井　秀　樹　　委員

令和 3 年第 3 回総会（令和 3 年 3 月 22 日）
開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 3 年第 3 回総会を始めさせていただきます。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいまより、令和 3 年第 3 回総会を開会いたします。 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは、会議に入ります。本日の議案といたしまして、第 15 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 22 号議案「土地改良事業参加資格交替申出の承認について」までの 8 議案の審議を行います。また、報告事項を 2 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。 限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。 それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 15 人中 10 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。 また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 6 人のご出席でございます。 次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、横井庸一郎委員及び石田正彦委員の両委員にお願いいたします。

	それでは、本日の議事に移りたいと思います。 まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。 では、議案審議に入ります。 まず、はじめに、第 15 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。 議案の報告については、今回も新型コロナウイルス対策として、すべて地区課長より報告してもらうことといたします。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 3-5 について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課長	受付番号 3-5 の農地につきまして、担当委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果をご報告いたします。 本件は、譲渡人が将来の農業経営の移転を見据え、家庭内で贈与することを希望され、申請がされたものです。 譲受人がより責任を強め、農地管理を行うために申請地を譲受人と共有とし、譲渡人自身の持分 10 分の 1 を除いた残り 10 分の 9 を妻及び子ども 2 人に 10 分の 3 ずつ均等に按分することを希望しています。 申請地である中川区福島一丁目の 1 筆の田は、耕作準備中です。また、譲受人世帯の所有地は、全て良好に管理されており、申請地についても、今後引き続き農地として適正に管理していくことが見込まれます。

	本件につきましては、許可することについて、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今の報告について、何かご意見はございますか。
清水委員	譲渡人からほか 3 名の方に家族内贈与ということなんですけど、本人も名前が載りますか。
中川農政課長	本人の持分は 10 分の 1、奥さんとお子さん二人は 10 分の 3 ですから 10 分の 9。合計 10 分の 10 で家庭内贈与します。本人も 10 分の 1 の持ち分が残りますので、こういう表記になります。
清水委員	残すということですね。
中川農政課長	はい、そうです。10 分の 1 だけ本人に残ります。
議長（会長）	よろしいですね。他にございますでしょうか。 他にないようです。それでは、第 15 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 15 号議案の案件は、許可することといたします。 次に、第 16 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請について審議を行います。 本議案は、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等に

	ついての農地の一時転用を目的としたものです。現在の体制となって初めての審議でございますので、概要について事務局からご説明いたします。事務局、お願いします。
農政係長	議案の概要と審議のポイントについてご説明いたします。 本議案は、営農型太陽光発電設備の設置にかかるものでございます。 営農型太陽光発電とは、農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、下部の農地では従来通りの営農を続ける仕組みのことをいいます。太陽光発電設備を設置するには、支柱の基礎部分について農地法に基づく一時転用の許可が必要となります。本件は、すでに許可を受けて太陽光発電設備が設置されている案件で、許可期間が満了することにともない、再度一時転用の許可を受けようとするものでございます。農地所有者が自ら太陽光発電設備を設置するものであるため、農地法4 条に基づく一時転用許可申請について審議していただきます。 営農を継続していくということでございますので、通常の農地法第 4 条の審議のポイントに加えて、いくつか異なる点がございます。 一つめに、太陽光パネルの下部の農地で営農の適切な継続が確保されること。 二つめに、一時転用であるため、農用地でも転用許可することができること。許可期間は 3 年間となります。 三つめに、毎年、農産物の生産状況を報告すること。このとき地域の平均的な反収と比較しておおむね 2 割以上減少していないこと。すなわち 8 割の反収があるということが条件となっております。

議長（会長）	ありがとうございました。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 3-1 について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課長	受付番号 3-1 につきまして、担当委員と事務局職員で、調査を実施しましたので、結果をご報告します。 本件につきましては、申請地において営農型太陽光発電事業を行うため、太陽光パネルの支柱の部分につき今後 3 年間の一時転用許可申請がなされたものです。なお申請地につきましては、平成 27 年 7 月農地部会において既に許可された案件であり、その後、平成 30 年 6 月総会にて 3 年の延長の許可がされております。今回の申請は、その一時転用期間の延長の申請となります。 申請地である中川区富永四丁目の 4 筆は、一部農用地であり、東側及び南側は道路、西側は水路、北側は畑です。支柱以外の部分については、ブロッコリー、サトイモ、ミカンが作付けされ、良好に管理されていました。 なお、営農型太陽光パネルの設置に伴い、農地の一時転用許可を受けるには、地域の平均反収のおおむね 8 割以上の収穫がなされ、適切に営農が行われていること、という条件があります。サトイモ、ブロッコリーにおいては、令和 3 年月 2 月 26 日に提出された報告書によると、地域の平均反収の 8 割以上が確保されておりましたが、ミカンについては、地域の平均反収の 4 割程度にとどまりました。 ミカンの収穫量が地域の平均反収の 8 割を満たさなかったことの要因について、知見者によりますと、植樹してから数年の若い樹木であることが最大の要因であるとしています。したがって、施肥や的確な剪定等の適切な管理を行うことで、ミカ

	ンの収穫量の増加が見込まれるとのことです。営農型発電設備の下部に位置することにおいても、ミカンの光合成に必要な光飽和点は満たしており、日照不足による減収影響は認められないと判断しているとのことです。 そのため、申請地において栽培予定であるサトイモ、ブロッコリー、ミカンが育つのに充分な日光が確保され、今後地域の平均反収の 8 割以上の収穫高は確保できる見込みだとのことです。 一時転用に際し、被害防除には配慮するとのことであり、農地復元のための誓約書の提出、撤去費用の確保、営農への影響見込みについての知見者の意見書、土地改良区の承諾書等についても提出がされております。以上のことから今回の一時転用について許可することにつき、やむを得ないと考えておりますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今の報告について、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 16 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 16 号議案の案件は許可することといたします。 次に、第 17 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 2-19 について、西部・守山農政課長、お願いいたし

	ます。
西部・守山農政課長	受付番号 2-19 の農地について、3 月 4 日にそれぞれ担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。 守山区金屋一丁目の 1 筆は田で、水稲収穫済み。新守山の 1 筆は畑で、ネギ、白菜等が作付けしてあり、申請者の父がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として良好に農地を管理されていたことを確認いたしました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-14 について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課長	受付番号 3-14 の農地について、担当の委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果を報告します。 中川区万場一丁目の 1 筆の畑には、ネギ、えんどうなどが作付けされていました。このことから、願出者が傷病による故障前には、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。 証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 17 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 17 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 18 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-49 から 1-52 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。
東部・緑農政課長	受付番号 1-49 から 1-52 までの農地について、担当委員さんと事務局職員で、3 月 3 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-49、天白区野並三丁目の 1 筆には、ブロッコリーや大根、えんどうなどの野菜が、天白町大字野並字北沢の 2 筆には、一体で、タマネギや菜花、ブロッコリーなどの野菜が、受付番号 1-50、天白区鴻の巣二丁目の 3 筆には、一体で、柿やミカンのほか、タマネギ、ブロッコリー、ネギなどの野菜が、栽培されていました。 受付番号 1-51、天白区菅田三丁目の 1 筆には、柿や梅、ミカンが、受付番号 1-52、天白区笹原町の 2 筆には、一体で、梅が、山根町の 1 筆には、ニンジンやタマネギのほか、梅が栽培されていました。 いずれも、畑や果樹畑として良好に管理されており、引き続き農業経営されていることを確認しました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お

	願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-35 から 2-38 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。
西部・守山農政課長	受付番号 2-35 から 2-38 の農地について、3 月 3 日に担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。 2-35 は 2 筆とも田で、耕作準備中でした。 2-36 は畑で、タマネギ、ブロッコリー、ミカン等が作付けされていました。 2-37 の守山区桔梗平三丁目の 1 筆は田で、耕作準備中。吉根三丁目の 1 筆は畑で、タマネギ、大根、白菜等が作付けされていました。 2-38 は 2 筆とも田で、耕作準備中でした。 いずれの農地も願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-38 及び 3-39 について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課長	受付番号 3-38 及び 3-39 の農地について、担当の委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果を報告します。 受付番号 3-38 の中川区助光三丁目の 1 筆の畑には、トマトが作付けされており、良好に管理されていました。

	受付番号 3-39 の中川区服部二丁目の 1 筆の田は、耕作準備中であり、良好に管理されていました。 証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-35 について、港農政課長、お願いいたします。
港農政課長	受付番号 4-35 につきまして、担当委員及び事務局職員とで、3 月 3 日に調査した結果を報告します。 証明願い出の農地、港区七反野一丁目始め 3 筆は、畑で、ミカン、柿が作付けされており農地として良好に管理されていました。また、港区七反野二丁目の 1 筆は畑で耕作準備中の状況でした。 また、この土地の所有者が、農業経営をしてきたことは、申請時に事務局において確認しています。 以上、調査の結果、証明をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 18 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 18 号議案の案件は証明することといたします。

	次に、第 19 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 3-2 について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課長	受付番号 3-2 の農地について、担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。 中川区打出二丁目の 2 筆の畑には、柿、ミカンが、中川区野田一丁目の 1 筆の畑には、柿、ミカン、ビワが作付けされ、良好に管理されていました。 これらの農地の被相続人が亡くなられ、相続人が引き続き農業経営を行うとのことです。 農地は果樹園であるため草の手入れをメインに管理しております。相続人は高齢ですが、除草作業は十分にできており、子ども三人と一緒に農地管理を行っていくとのことであります。長男は相続人の自宅から徒歩圏内に住んでおり、ほかの二人は市外に住んでおりますが、職場が中川区内のため仕事終わりに農地まで通うことができるとのことで、今後も農地の維持管理を続けることは可能であると見込まれます。 証明することにつき、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 19 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 19 号議案の案件は証明いたします。 次に、第 20 号議案、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について審議を行います。こちらは、利用権設定の案件となります。 審議のポイントとして、配付資料①をお配りしていますので、合わせてご覧ください。 それでは、8 ページの農用地利用集積計画案の第 21 号について、港農政課長、お願いいたします。
港農政課長	令和 2 年度第 21 号の農地利用集積計画につきまして、3 月 4 日に、担当委員さんと事務局職員とで、調査した結果をご報告します。 本件は、借受人が、農地の賃貸借権を設定したいと申し出されたものです。 申し出の農地は、港区小川一丁目の 1 筆です。 地目は畑で面積は 367 平米であり、タマネギ、えんどう、菜花が作付けされていました。 借受人は、所有者に対し、申出地の借り受け継続の希望をされ、双方の合意が得られたので、今回の申し出にいたったものです。 借受人は、申し出の農地を効率的に利用する、意欲ある者と

	思われます。利用権の設定がされたあとも、継続的な営農を行い、農用地の経営基盤強化につなげていくと見込まれます。 以上、調査の結果、問題はないと思われますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 それではここで、第 20 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。7 ページをご覧ください。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定について 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。 理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。 それでは、第 20 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 20 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

	次に、第21号議案、農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について審議を行います。 審議のポイントについては、16ページの法律をご覧ください。第13条の2項の第1号から第5号の、いわゆる5要件を満たしているかどうかがポイントになります。 具体的には、 一、農用地等以外の用途に供することが国土資源の合理的な利用の見地から必要かつその規模が適当であり、農用地区域外の土地で代えることが困難であるか。 二、農用地区域内の農用地の集団化、農作業の効率化及び土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないか。 三、担い手の農用地利用集積に影響を及ぼすおそれがないと認められるか。 四、農用地区域内の土地改良施設の機能に支障がないか。 五、農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であるか。 になります。 それでは、14ページ及び15ページの農業振興地域整備計画変更の概要について、港農政課長、お願いいたします。
港農政課長	受付番号4-5につきまして、2月3日に、担当委員さんと事務局職員とで、調査した結果をご報告します。 申出者は、このたび申出地、港区福前一丁目の1筆の畑で、

面積 253 平米へ分家住宅を建築するため、農業振興地域整備計画変更の意見聴収を行うものです。

申出者は現在、大阪府守口市の社宅に居住していますが、子供の成長に伴い手狭な状態となり、自己住宅の建築を考えました。今後、妻の両親の面倒を見ながら農業を手伝っていくために、土地を選定するにあたり、妻の本家付近で住宅の建築を希望するも適地が見つからなかったため、妻の両親と相談して、妻の母の所有地を紹介され、選定するに至ったものです。

当該土地は、農業振興地域整備計画の対象ではありますが、他に適地がなく、所有者であるご両親宅の承諾が得られることから、今回の申し出に及んだものです。

なお、申出地の東側は水田、西側と南側は宅地、北側は水路となっており、被害の防除には配慮するとのことです。

以上、調査の結果、今回の農用地除外は、農地の集団性や農地の効率的な利用に支障をきたすものではなく、協和土地改良区の排水権利者同意書もあることから、除外を認めることもやむを得ないものと思われますので、よろしくご審議をお願いします。

ひき続き、受付番号 4-6 につきまして、2 月 4 日に、担当委員さんと事務局職員とで、調査した結果をご報告します。

申出者は、申出地、港区小川一丁目の 1 筆の畑で、面積 350 平米へ分家住宅を建築するため農業振興地域整備計画変更の意見聴収を行うものです。

申出者は現在、昭和区の賃貸住宅に居住していますが、家財も増えて手狭となったため、より広い自己住宅の建築を考え、

	区内で適地を探していましたが、見つからず、妻の両親から妻の母の所有地を紹介されました。近くで先祖代々からの農地を守り、農業を営む叔父を、区内居住の兄と共に手伝っていけることから、申し出に及んだものです。 当該土地は、農業振興地域整備計画の対象ではありますが、他に適地がなく、所有者であるご両親の承諾が得られることから、今回の申し出に及んだものです。 なお、申出地の東側と北側は宅地、南側は道路、西側は畑となっており、被害の防除には配慮するとのことです。 以上、調査の結果、今回の農用地除外は、農地の集団性や農地の効率的な利用に支障をきたすものではなく、小川土地改良区の排水権利者同意書もあることから、除外を認めることもやむを得ないものと思われますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それではここで、第 21 号議案の議決の案を読み上げます。13 ページをご覧ください。 農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について 農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年 9 月 26 日農林省令第 45 号）第 3 条の 2 第 2 項の規定により、名古屋市が農業振興地域整備計画を変更しようとするにあたり、名古屋市長から「農業振興地域整備計画の変更について（意見聴取）」により意見聴取があったことについては、申出に係る土地を農用地区域から除外して差し支えない。

	理由としましては、当該計画変更は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 58 条）第 13 条第 2 項に掲げる要件をすべて満たすことが認められるため、です。 それでは、第 21 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 21 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。 次に、第 22 号議案、土地改良事業参加資格交替申出の承認について審議を行います。 事務局より、説明をお願いいたします。
農政係長	本議案は令和 3 年第 2 回総会でご議決いただきました中川区供米田地区の農地中間管理事業に関するものでございます。 お手元の配付資料②をご覧ください。 土地改良法におきましては、土地改良事業の参加資格者は、原則農地の所有者ですが、利用権設定に伴いまして、参加資格は耕作者に移行いたします。そのため、本件におきましても農地所有者から耕作者に移行しております。資料裏面をご覧ください。 中川区供米田地区におきまして、参加資格を農地所有者の方に残すということで、所有者・耕作者双方で合意がなされております。そこで本件は、所有者・耕作者の申し出により農業委員会で承認することで参加資格を耕作者の方から農地所有者の方に交代する、すなわち、所有者の方に戻すという手続きで

	ございます。 議案書の 23 ページをご覧ください。今回は 41 名の方、157 筆、23,078.25 平米の申し出がなされております。いずれの農地につきましても双方合意によるものですので、よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。
議長（会長）	ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。 特にないようです。それでは、17 ページにございます議決の案を読み上げます。 土地改良事業参加資格交替申出の承認について 別記の土地に係る土地改良事業への参加資格の交替については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 3 条第 1 項第 2 号の規定により承認する。 理由としましては、耕作者に替えて当該土地の所有者が土地改良事業に参加することが、当該事業の円滑な推進及び土地改良区の適切な管理運営の上で妥当と認められるため、です。 それでは、第 22 号議案については、この案のとおり承認してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 22 号議案につきましては、案のとおり承認することといたします。 本日予定しました議案は以上でございます。

	続きまして、報告に移ります。 報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。
農政課長	それでは、令和3年2月2日から令和3年3月1日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。 まず、1ページから2ページにかけまして、農地法第3条の3の規定による届出が4件 続いて、3ページから14ページにかけまして、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出が32件 続いて、15ページから45ページにかけまして、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが82件 続いて、46ページから48ページにかけまして、同じく、農地法第5条転用届出のうち賃借権設定に係るものが7件 続いて、49ページですが、同じく、農地法第5条転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが3件 続いて、50ページですが、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が3件 続いて、51ページですが、転用届出に係る訂正願が2件 続いて、52ページですが、農地の転用事実に関する照会が2件

	それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。
議長（会長）	ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。 特にないようです。 続きまして、報告（2）「営農型太陽光発電設備の一時転用」について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課長	報告は2件ございます。まず1件目は、先ほど16号議案でご審議いただきました中川区富永四丁目の案件、2件目は平成29年2月の農地部会で許可を、令和2年1月の総会で更新許可を認めていただきました中川区江松西町の案件でございます。まずは富永四丁目の案件をご説明いたします。 まず、報告2-1の18ページをご覧ください。令和2年3月から令和3年2月までの富永四丁目の農作物の生産状況についてご報告します。 サトイモとブロッコリーについては、地域の平均反収の8割以上ありましたが、ミカンについては41.1パーセント程度の収穫高となりました。 ミカンにおける地域の平均反収の8割に満たなかった要因については、第16号議案で説明したとおりでございます。 続きまして、江松西町の案件ですが、令和2年3月から令和3年2月までの状況報告です。報告2-2の22ページをご覧ください。 本件農地では、平成29年2月にミカンの苗木を植えたとこ

	ろであり、当初の計画通り、現在は苗木の育成中の期間となります。知見者の意見書によりますと、ミカンの木の樹高は最高で 1.9 メートルから 2.0 メートルまで育ちましたが、樹冠幅は最大 2.0 メートルと変わりませんでした。また、収穫量に関しても、前回は 31.3 キログラムでしたが、今回は 44.7 キログラム収穫でき、昨年より約 13.4 キログラム収穫量が増加しました。今後も畑土の維持管理を行うことで、順調な成長が見込まれるとのことで、営農型発電設備の下部に位置することにおいても、ミカンの光合成に必要な光飽和点は満たしており、日照不足による減収影響は現時点では認められないとのことでした。 以上をもちまして、報告とさせていただきます。よろしくお願いします。
議長（会長）	ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。 特にないようです。 報告については、以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。
農政係長	活動記録ですが、地区農政課からお願いしているかと思いますが、愛知県に今年度分の報告をする必要がございますので、今日締め切りにさせていただいてますけれども、3 月分の報告書も含めて出していただく必要がございますので、まだ出されていない方はファックスでもかまいませんので、地区農政課にご提出していただきますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。
議長（会長）	その他、何かありますでしょうか。

	特にないようです。 それでは、以上をもちまして、令和３年第３回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

閉会（午後２時44分）